

令和4年9月定例会 県土整備委員会（付託）

令和4年9月30日（金）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時46分）

これより、危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 県内の新型コロナウイルス感染状況について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）
- 令和4年台風第14号に関する対応について（資料3）
- 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里に係る指定管理者の応募状況について（資料4）

谷本政策監補

この際、4点御報告申し上げます。

まず、資料1を御覧ください。

県内の新型コロナウイルス感染状況についてでございます。

9月9日の事前委員会で御報告させていただいた以降の県内の感染状況について、御説明いたします。

去る8月19日に発出し、8月30日に期間を9月20日まで延長していましたが徳島県BA.5対策強化宣言につきましては、最大確保病床使用率が宣言発出の目安である50パーセントを下回ったことから、予定どおり9月20日をもって終了いたしました。

なお、とくしまアラートについては、レベル2・感染警戒・前期を維持し、県民、事業者の皆様に対して、引き続き基本的感染防止対策の徹底を要請するとともに、薬局等での一般検査や帰省者等の事前PCR検査などの各種検査の実施期間を10月末まで延長しております。

現在、県内の感染状況は改善傾向にあり、とくしまアラートのレベル1・感染観察への引下げも視野に入っているところではありますが、引き続き気を緩めることなく対策を講じ、アフターコロナを俯瞰^{ふかん}して社会経済活動の回復の下支えとなる感染防止対策に全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の9月28日時点の実施状況についてでございます。

1、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援については2万330名の検査を終え、こ

れまでに75名の陽性を確認しております。

前回報告させていただいて以降、陽性者は確認されておられません。

次に、2、飲食店に対する抗原定性検査については、延べ1,603店舗からお申込みを頂き、コロナ対策三ツ星店については698店舗となっております。

続きまして、資料3を御覧ください。

令和4年台風第14号に対する対応についてでございます。

台風第14号は、気象庁により過去に例がない危険な台風として最大級の警戒を呼び掛けられ、鹿児島県に上陸時の中心気圧は935ヘクトパスカルであり、1951年の統計開始後、上陸時に最も中心気圧が低かった第二室戸台風の925ヘクトパスカル、また伊勢湾台風の929ヘクトパスカルに匹敵する非常に強い勢力であり、本県が暴風域に入る進路を通過した場合、本県においても猛烈な雨と風が予想されたことから、9月18日18時に待ち受けの災害対策本部を立ち上げ、万全の体制をとったところであります。

19日には激しい暴風雨をもたらし、8時44分には阿南市蒲生田で最大瞬間風速32.1メートル、12時6分には徳島市で最大瞬間風速32.8メートルを観測したところでございます。

人的被害等につきましては、暴風による転倒及び飛来物によるけがなどにより、徳島市をはじめ4市2町村において軽傷者が8名との報告がございましたが、関係機関の早めの対応により人命に関わる甚大な被害は報告されておられません。

なお、農林水産関係及び公共土木施設被害につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

今後も市町村や関係機関と緊密に連携し、災害対応に万全を期してまいります。

続きまして、資料4を御覧ください。

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里に係る指定管理者の応募状況でございます。

1、応募スケジュールにつきましては、7月25日から募集要項等を配布し、指定管理者の公募に必要な手続を順次行ったところ、去る9月22日、申請書類受付を終了いたしました。

2、応募状況につきましては、募集要項配布団体数及び現地説明会参加団体数はそれぞれ2団体であり、申請団体数は1団体でございました。

今後、指定管理者候補者選定委員会における審査を経て、10月中旬に候補者を選定し、11月定例会に議案として提出したいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

福山委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

黒崎委員

それでは、私のほうから何点か質問をさせていただきたいんですが、今ちょうど台風の報告がございました。台風14号は風の強い台風で、どうなるのかと大変心配したんですけ

れど、この報告書を見る限り、人命に影響はなかったと言いながらも、やっぱりおけがをされた方とかあるいは農業の農林水産の分野で被害が若干出ております。毎年のように全国各地で大きな被害が出始めておまして、被災をした自治体は大変な努力をされとるわけでございます。

その対応は迅速で適時適切な判断力や実行力、あるいはリーダーシップが必要でありまして、それに長じているのが自衛隊の方々ということでございます。自衛隊の方々の活躍の状況を我々が一番最初に感じたのは1995年の阪神・淡路大震災のときです。そのときには大変ショッキングな映像がたくさん出てきたんですが、自衛隊の方々あるいは警察の方々の一生懸命な対応で助からないと思った人々が救い出されたという映像もたくさん見てきました。

それと次は2011年の3.11です。これはちょうど定例会が終わって帰った途端のことでありまして、これも大変な事態でございまして、自衛隊の方々に大活躍をしていただいて尊い人命をたくさん救っていただいたという記憶があります。

徳島県にも自衛隊のOBの方々が配置されているということでございまして、本日の理事者の中でもとくしまゼロ作戦課の岩原企画幹が自衛隊のOBということでございます。県内の自治体で自衛隊OBがどれくらい配置されているのか、県でつかんでいることを御報告いただければと思います。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

今、委員のほうから県内の自治体で自衛隊OBがどれくらい配置されているのかという御質問でございます。

配置につきましては、県で4名、市町村で7名、合計11名配置されておまして、いずれも危機管理・防災部局に配置されていると承知しております。

黒崎委員

こういう市町村に配置されているという、配置先については公表できるんですか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

市町村につきましては、徳島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町でございます。

黒崎委員

せっかく岩原企画幹が出席されておりますので、自衛隊のOBとして、自治体に自衛隊OBがいるというメリットと役割についてお話しいただければと思います。

岩原とくしまゼロ作戦課企画幹

ただいま黒崎委員から、自治体において、防災職にある退職自衛官のメリット、それから役割についての質問です。

全国の自治体でも防災の専門性を有する自衛隊OBが採用、配置されております。そのニーズは、今後ますます増えていくものと予想されております。

自衛隊OBの役割としましては、災害時、災害対策本部の運営や自衛隊などの実動機関との調整、連携の役割を担い、平常時には防災訓練の企画、実施、防災体制の見直し、また防災教育の充実による職員の防災意識の啓蒙を^{もつ}図るなど、自治体の幅広い防災業務の対応に当たっております。

これまで全国においては、最近では岡山県倉敷市の水害や熊本県球磨川の氾濫などにおいて自衛隊OBが自治体職員として、自衛隊をはじめ、警察、消防などの実動機関と調整し、迅速、的確な災害対応を行っているところであります。

黒崎委員

御説明を頂きました。

災害への備えというのはハード面も当然なんですけれど、ソフトの整備も重要でありまして、人的な充実というのも大変必要だなと考えております。

そんな中で災害が発生したときに、的確、迅速な対策が実施できる自治体の職員の教育あるいは訓練を行うことが大変重要でないかと思っております。

市町村でのOBの配置が7名ということでありまして。全ての市町村にはいないということでありまして、自衛隊のOBの配置については市町村の意向とか、自衛隊側の人材の状況なんかもあるとは思いますが、御答弁いただいたように自衛隊のOBがいるメリットが防災上の観点から大変高いというように私も感じております。

県としても、例えばOBがいない市町村から、ノウハウがないために効果的な訓練ができない、やり方が分からない、あるいは是非防災訓練を実施したいという要望があった場合、徳島県としてアドバイスをしたり、相談に乗ったりすることが可能なのかなのかお教えいただきたいと思っております。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

委員お話しのとおり、市町村の中には訓練のノウハウがないのでなかなか実効性のある防災訓練が難しいといった場合もあるかと存じます。

災害発生時にまずは被災市町村が災害応急対策に当たるわけでございまして、各市町村で地域の実情に応じた災害対応力の強化を図るということは非常に重要であると考えております。

つきましては、県の自衛隊OBがこうした市町村を支援することは、市町村の災害対応力を上げることはもちろんのこと、ひいては県全体の災害対応力の向上につながるものと考えておりますので、県としても市町村から防災訓練でありますとか防災意識の啓蒙^{もつ}などにつきまして相談があれば、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

また、自衛隊OBの自治体への採用につきましては、内閣府が地域防災マネージャー制度というものを作っております。これは自治体が防災の専門性を有する外部人材を採用するに当たりまして、必要となる知識や経験を有する方を地域防災マネージャーとして内閣府が証明する制度でございまして、この制度によりまして、自治体が採用した場合は、特別交付税の対象になるというものでございまして、市町村におきましては、こういった制度も活用いただければと考えております。

黒崎委員

地域防災マネージャーという制度があるということで今、御説明を頂きました。必要な知識とか経験を有する者という定めがあるということでございますけれど、これは自衛隊の方でなくても、そういった知識がある方というのがマネージャーの資格に挑戦できるということなんでしょうか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

自衛隊だけではなくて、内閣府が実施する防災スペシャリスト養成研修といった研修を受けた方であるとか、実務経験がある方とかも要件に合えばなれるものでございます。

黒崎委員

ちなみに、県庁の職員でこの資格を持っているという方はおいでになるんでしょうか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

県庁の中で何人持っているかというのは承知しておりません。

黒崎委員

分かりました。

御説明いただいたことで、こんな制度があるんだということも分かりました。今後もまだまだ台風の心配もあります。あるいは直下型地震やの南海地震の心配もあります。9月1日には防災訓練も行われました。なお一層、対応をよろしくお願いを申し上げます。

次に徳島県では水素社会に向けた対応というのは大変早い間に始まりましたので、国の動きのほうスピード感を持って付いてきていないみたいなどころが見受けられると思います。今後の徳島県の水素社会の実現に向けた活動というのがロードマップか何かで指し示されたことがあるのではないかなと思うんですけど、そのあたりのことと今後の活動についてお尋ねをしたいと思います。

加藤水素グリッド推進室長

黒崎委員から、今後の水素についての取組方針について御質問いただきました。

究極のクリーンエネルギーと言われます水素につきましては、委員お話しのとおり平成27年という相当早い時期から水素グリッド構想を全国でも先んじて策定いたしまして、県庁舎に中四国初の水素ステーションを設置したり、空港にフォークリフト等を投入したりという取組を展開してきておりました。昨年12月には、燃料電池バスが鳴門線で導入されまして、今年度4月からは全国初の地産水素を活用した製造・供給一体型の水素ステーションというものを東亜合成株式会社に御協力いただきまして開始したところでございます。

水素につきましては、今月の初めから国において水素モビリティの導入加速に向けた検討会を各自動車メーカーも入ってスタートしているところでございます。待ったなしとされます脱炭素社会の実現のために、官民を挙げた水素実装の加速化は正にこれから国を挙げて世界の潮流的に進めていく必要があるものと考えております。

こういう状況の中で、委員にお話しいただきましたとおり、国の中でも相当先んじて進んでいた徳島県ですが、やはり県民の皆様への水素の普及拡大を図るための機運醸成を図っていくことが重要ではないかと考えております。今年度に入りまして既に全国高校総体、インターハイのシャトルバスとして県が導入いたしました燃料電池バスを使っておりますし、先般の総合防災訓練でも初めて燃料電池バスを導入いたしましたして、外部給電のイベントに使用させていただいたところでございます。

今後も来月のビジネスチャレンジメッセにおきまして、水素関連の展示をさせていただきますとともに、水素・脱炭素セミナーということで、大阪ガスなどに環境省などと先行して取り組んでいるプロジェクトの御講演を頂くことになっております。翌週22日の防災フェスタでも燃料電池バスを展示させていただきますして、PRをさせていただこうと思っております。

あと、今議会に補正予算としてメタバース関連で水素のPRをするものについての予算、コンテンツを構築していきたいと思っております。リアルとバーチャルを活用した情報発信で、積極的に機運醸成を図っていくことで、まずは県民の皆様理解を深めていただいて、それが普及啓発になり、水素自動車が増えて、より利活用が進んでいくことを期待するところでございます。

黒崎委員

水素が危ないとか、水素が使いにくいとかっていうところからは、ちょっと県民の見方も大分変わってきて、安全に使えるんだなということになってきているように思います。

企業も年間に6,000万トンの水素を生産する工場を海外に造るとかという動きも出てき始めました。石油から水素等に変わっていく、あるいはアンモニア等に変わっていくという道筋が少しずつ見えてきたなという感じがいたしますので、今後とも県民に分かりやすく御説明いただいて、県民の理解を深めるようお願いをいたしておきます。よろしく願いいたします。

それと、一般質問でエコみらいとくしまの活動について質問をさせていただきました。質問の中でもざっくりと話したんですけど、意外に家庭におけるエネルギーの消費量というのが、とても大きいというのが分かってきました。かつ徳島県も実は条例の中にしっかりと書き込んであったというのも確認いたしました。やはりそちらの方向で、今までエコみらいとくしまもいろんな活動をされておるのは私も承知しております。地味なことからこつこつとやっておられるようなことも十分承知をしております。

しかしながら、この最終消費エネルギーの2割近くを家庭が使っているということでございますので、各家庭内でどう対応していくのかという道筋もお考えをいただきたいなと思います。

家庭の最終消費量の中に、車が入っていないんです。車は運輸部門のほうに換算されておりますので、車なしで2割ということでございますして、これも相当な数字になってくると思います。このことについて、ちょっと一言頂戴できればと思います。

原グリーン社会推進課長

ただいま黒崎委員から、本会議の一般質問でも御質問いただきましたが、エコみらいと

くしまの今後の活動ということで御答弁させていただきます。

徳島県版・脱炭素ロードマップに掲げます2030年度温室効果ガス50パーセント削減を達成するためには家庭における省エネ，それから脱炭素の取組が極めて重要であると認識しておりまして，気候変動対策に関する知識の普及に加えまして，脱炭素化に向けた行動変容につなげていくことが不可欠であると考えております。

本県では，先ほどもお話がありました環境学習，教育機能，普及啓発活動を担う環境活動連携拠点であるエコみらいとくしまにおきまして，イベントにおける省エネ，節電の呼び掛け，環境アドバイザーや脱炭素対策マイスターによる学習会の実施など，家庭における環境意識の向上と定着に取り組んでいるところでございます。

国際エネルギー機関が2050年カーボンニュートラル実現に向けては日常生活における個人の行動変容も大変重要な対応として位置付けております。そこで家庭での脱炭素化に向けた意識の向上に加えまして，日々の暮らしの中で，省エネ，節電の取組への行動変容につなげるため，家庭における省エネ効果の見える化をテーマにした講演や来場者参加型のパネルディスカッションを行うフォーラムを国や関係団体連携の下，来年1月をめぐりに開催することといたしております。

また，省エネに取り組むモニター家庭の募集を行いまして，家庭の光熱費削減につなげる効果的な取組が分かる環境省のうちエコ診断ソフトといったものを活用して診断サービスを行いまして，家庭における電気やガス，それからガソリンなどのエネルギー使用状況やCO₂排出量の分析を行いまして，各家庭の実情に応じた省エネ対策の提案，それから，その提案に基づいた取組の効果検証を実施しまして，その効果について分かりやすくまとめたものを各種イベントや普及啓発活動を通じて全県展開を図ってまいりたいと考えております。

今後とも，2030年度温室効果ガス排出量50パーセント削減に向けまして，各家庭から再エネ・省エネの機運を高め，県民の皆様とともに暮らしの脱炭素化にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

よく分かりました。やらないといけないことがたくさんあるんで大変だと思います。頑張っって皆さんの知恵を出して，しっかりと進めていただきたいと思いますので，よろしくお願ひいたします。

あともう1点，昨日，県土整備委員会の中でJRのお話が出ましたが，その中でも新駅を造ることによって客が車で来るのを抑えられるのか，それが環境にどんな影響があるのかという質問をいたしました。

そうしましたら，列車1両当たりと車との比較のようなものが出てきました。四国の場合は電気じゃなくてディーゼル機関なので，そこのところはどうか，どんな比較がいいのかというのがあるとは思いますが，ざっくりと明らかに人の車での移動よりも電車の移動のほうがCO₂が少ないというのが浮かび出てきたわけでございます。これについて，環境分野のほうでも何かお考えになっているんだしたら，それについてお話を頂ければと思います。

原グリーン社会推進課長

ただいま黒崎委員から、車より鉄道のほうがCO₂の排出量が少ないということでお話を頂きまして、それについてどう考えているのかということでございます。

当部としましても、公共交通機関の利用促進につきましては、自家用乗用車の使用抑制につながることから、CO₂排出量の削減に効果が高いと考えております。そこで徳島県版・脱炭素ロードマップに掲げます50パーセント削減目標達成に向けまして、県民、事業者の皆様と行政が一体となって環境に配慮したライフスタイルへの転換に積極的に取り組むことが重要であると認識しております。

環境省の脱炭素に向けたライフスタイルに関する基礎資料というのがございまして、この中で自家用乗用車の利用をやめて鉄道などの公共交通機関への転換を図ると一人当たり年間1トンのCO₂を減らす効果が示されております。また、一般社団法人日本民営鉄道協会のホームページによりますと、鉄道が旅客一人を1キロメートル運ぶときに排出するCO₂は自家用乗用車の7分の1、航空の5分の1とのデータも出ておるところでございます。

委員お話しのご公共交通機関の利用促進に向けた周知につきましては、県民の皆様にご地球温暖化対策の重要性について御理解いただき、身近なところから省エネや節電で脱炭素化に向けた取組を推進していただくことを目的としまして、5月から10月末までの期間、「待ったなし『気候変動対策』にみんなで取り組もう」を合い言葉に、徳島夏のエコスタイルを実施しております。

この中で、ライフスタイルの転換の取組の一つとして、公共交通機関の利用促進、それから自転車への乗換えについて広く呼び掛けておりますとともに、エコみらいとくしまが実施する環境に関するイベントや普及啓発講座を通じまして、県民の皆様にご公共交通機関の利用促進についても周知しているところでございます。

今後とも、2050年カーボンニュートラルを実現にするために、ライフスタイルの転換ということで、温室効果ガス排出量の持続的な削減に向けまして、県民、事業者の皆様とともにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

よく分かりました。県庁の職員の皆さんも残業があるから車がなかったら不便という気持ちも分かるんですけど、できるだけ公共交通機関をしっかりとお使いいただきますようお願いをいたしておきます。よろしく願いいたします。

それと、最後の質問なんですけど、この夏8月27日に私の住んでおります鳴門の中央地区というところ、南浜とか東浜とかいう呼び名があるところがあるんですけど、そこでペット同行避難訓練というのを行いました。毎年この時期に防災訓練をやっているんですけど、ペットと銘を打ったのは初めてでありまして、たくさんの子供たちにも来ていただきました。ペットの避難コーナーでは大変な盛り上がりがありまして、やってよかったなと思いました。こういった活動を是非ともいろんな場所でやっていただきたいなと感じました。

これについて、ペットに関する催し物とか、あるいはその内容について、何か御説明することがあれば、是非ともお願いしたいと思います。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま黒崎委員から、今回、鳴門で行ったペット同行避難の内容について御質問いただきました。

今回の訓練での実施内容につきましては、全国各地の避難所におけるペット同行避難の様子を記録したパネルの展示に加えまして、災害時に活用していただくペット手帳の配布であるとか、所有者明示のための迷子札の作成、また、ぬいぐるみを活用した心臓マッサージ体験などを行っております。

さらに、今年3月に改訂いたしております本県の災害時のペット対策ガイドラインを配布いたしまして、ペットの同行避難の注意点について御説明させていただいたところでございます。

委員もおっしゃっていただいたんですけれども、参加者の皆さん、特に子供たちに迷子札の作成というのが大人気でございます。この体験を通じまして、ペットの所有者明示の必要性であるとか重要性を認識していただき、情操教育にもつながったと感じているところでございます。

黒崎委員

これは本当によかったなと思います。

しかしながら、徳島県内もいろんな地域がありまして、いろんな事情があったり、その場所ごとで地形も違います。そんな中で、大規模でやるイベントも大変意義があるとは思いますが、地域ごとの小さいエリアでこういった活動をやっていくということについて、どちらかというところのほうの方が大事なのかなと思ったりもしました。それについて、今後、どのように展開していこうとされているのかお伺いします。

中村動物愛護管理センター所長

今後、どのように取り組んでいくかという御質問を頂いたところでございます。

本年度は、先ほど御説明いたしました8月の鳴門市を皮切りに、9月1日には本県の総合防災訓練におきまして、災害協定を締結しておりますイオンペット株式会社の協力の下、ペットのドクターカーの展示に加えまして、マイクロチップ装着の必要性を周知させていただき、一般の見学者をはじめ、県内市町村担当者にも広く普及啓発をすることができたところでございます。

また、当センターのみならず、三好保健所や阿南保健所においても、地域でのパネル展を実施しまして、啓発に努めているところでございます。

さらに9月23日、2年ぶりに当センターで開催いたしました動物愛護のつどいにおきましても迷子札の作成体験や災害時のペット手帳の作成ブースを設けまして、参加者に周知、啓発を行い、非常に好評を得たところでございます。

今後の予定といたしましては、10月には藍住町及び北島町にあります防災センター、また11月には上板町と小松島市でそれぞれが主催します防災訓練に参加し、ペットの同行避難に係る展示であったりとか、実地訓練の啓発を行うように考えております。

また、今後の展開といたしましては、改訂したガイドラインの周知を図るとともに、ポ

ランティアとの連携というのも必要であります。各地域のイベントにも積極的に参加しながら、災害時のペット対策について引き続き普及啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

黒崎委員

大変有意義なイベントであったと思います。是非とも県下一円、いろんなところでこのイベントを続けていただきたいなと思います。

ペットとの関わりというのは今、議会のほうでもワンヘルスの条例を作りましょうということで検討を始めているところでございます。今後、いろんな意味合いでペットとの関わりというのは対応が大変重要になってくると考えておりますので、是非ともしっかりと広報あるいは啓蒙活動^{もう}をやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に1点だけ、一般質問の中で、海岸のごみ対策という質問もいたしました。お答えもちゃんと返ってきておりまして、是非ともしっかりと推進していただきたいということを要望させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。何か一言あれば。

松本環境指導課長

今、黒崎委員から海岸漂着物に対しての質問を頂きました。

現在、県におきましてもボランティアの方々と連携しながらの対応、あるいは海岸漂着物に関して次世代を担います子供たちへの啓発活動についての準備等を進めているところでございます。今後とも引き続き、海岸漂着物対策についてしっかりと対応してまいります。

黒崎委員

よろしく願いいたします。

質問を終わります。

扶川委員

最初に、前にもちょっとお尋ねしましたけれど、危機管理環境部長は、徳島県の危機管理のいわば司令塔みたいなところだろうと思いますので、阿波おどりででの感染の問題について見解を伺いたいなと思っております。

これは徳島市だけの問題だけじゃなくて、阿波おどりを中止した自治体もあるし、民間で一部やったところもあると。阿波おどりに限りませんが、こういうイベントに思い切って取り組んだとしても、結果が感染につながったのであれば不十分な点もあったんじゃないかと私は思います。

県としても、一定の見解を示すことで、他の自治体も含めて、参考になると思いますので、是非どのようにお考えか、評価されるか教えてください。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川委員から、危機管理を統括する危機管理環境部として、阿波おどりの感染拡大についてどのように考えているか、阿波おどりの感染状況についてどのように考えて

いるかという御質問を頂いたところでございます。

皆様御承知のとおり、今年の7月以降、全国各地で感染拡大第7波によりますコロナウイルスの感染が拡大しまして、全国の新規感染者数につきましては、お盆明けの8月19日には26万人というピークに達しました。これは第6波のピークでありました今年2月の約10万4,000人を2倍以上上回るという形で全国的に感染拡大しまして、本県を含め全ての都道府県でこれまでにない過去最高の1日当たりの新規感染者数を出したところでございます。

本県におきましても、8月18日には新規感染者数が初めて2,000人を超えて2,213人となりまして、24日には過去最多となります3,182人となりました。ただ、こうした状況につきましては、全国でも同様のことでございまして、この時期、ちょうど8月24日に開催されました厚生労働省の諮問機関であります新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおきましても、この状況について、お盆や夏休みなど社会経済活動の活性化の影響もあり、ほとんどの地域で感染者数が増加したと評価されたところでもあります。

本県のお盆以降の感染者数が増加した要因といたしましては、3年ぶりに行動制限のないお盆となり、阿波おどりに限らず、帰省、旅行など人の移動が非常に活発になりまして、ふだん会っていない人と会うという接触機会が大きく増加したことに加えまして、お盆が明けまして、医療機関については、お盆も当然、対応していただいた医療機関もたくさんあるんですけれども、どうしても平日に比べると少なかったと。そういうときに、お盆が明けたときに医療機関への受診が集中したこと、また、本県におきましても、BA.5系統への置き換わりが全国にちょっと遅れて進行して、BA.5系統への置き換わりがちょうどこの時期の感染拡大に結び付いたことなどが主な要因であると考えております。

徳島市の阿波おどりにおけます感染状況につきましては、主催者であります阿波おどり未来へつなぐ実行委員会におきまして検討が進められているところでありまして、この実行委員会では、感染症対策についての各連に対するアンケートなどを実施しまして、9月22日の第7回実行委員会におきまして、このアンケートに回答があった86連3,425人の中で819人が感染したという報告がなされますとともに、各連から感染症対策について、控室のほうに密が発生したことがあったのではないかと、また控室や更衣室でのマスク着用が徹底できていなかったのではないかとといった意見も示されているところでもあります。

なお、本県におきまして8月11日から25日の間に確認されました新規感染者数は2万6,258人でありまして、819人という感染者数は単純比較ではその3.1パーセントになるということでございます。

当課といたしましては、実行委員会が進めております取組について、しっかりと注視させていただくとともに、こういったきちんと数字を出しているような全国規模のイベントというのはなかなか少ないと思いますので、今回の検証結果で得られた貴重なデータを庁内の各部局としっかりと共有しまして、本県における今後の感染対策にしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

扶川委員

全国的に増えた時期ですけれど、徳島県が伸び率が全国一になったことがあります。報道で見ましたけれど、819人というのは連の4人に一人ですから、これは県庁で2,000人い

たら500人が感染したことになります。明らかに異常です。

私は対策が不十分だったのは明らかだと思います。実行委員会でしっかり検証していただいて、教訓にするには十分だと思います。もちろん全部が阿波おどりに起因するわけではないのは当たり前ですが、それでも819人の方が感染して、地域に持っていったり、飲食店に持っていったりすれば、見掛けの数よりももっとずっと影響は大きいです。これを軽んじるような議論は、私はおかしいと思います。だから、市長さんの見解には反対ですが、しかし、教訓にしようということでは一致すると思いますので、県としてしっかりと検証してほしいと思います。

阿波おどりに限らず、人と会う機会が増えたんだという答弁の中に、阿波おどりもその機会になったんだという含意があるんだろうと思います。それでよろしいですね。分かりました。

それでは、次に救急搬送のことをお尋ねしますが、救急搬送困難事案の発生状況の数字を教えてください。

林消防保安課長

ただいま扶川委員から、救急搬送困難事案について、御質問を頂きました。

まず、救急搬送困難事案は救急隊による医療機関への受入照会回数が4回以上、かつ現場滞在時間が30分以上という事案でございます。

コロナ禍となった令和2年4月から調査しておりまして、全国の状況につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大第7波によりまして、本年7月に入りまして救急搬送困難事案が首都圏を中心に急増したわけでございます。8月の第2週、8月8日から14日の1週間につきましては、実に全国で6,747件と3週連続過去最高を更新したところでございます。その後、徐々に件数は減少しておるところでございますが、高い水準が続いている状況でございます。先週の9月19日から9月25日の間につきましては、全国の数字といたしましては、3,400件となっております。

今、申し上げた数字につきましては、全国の政令市消防本部、都道府県代表消防本部と東京消防庁と計52本部の合計でございます。

一方、県内の状況につきましては、先ほどの全国調査は徳島市消防局の救急搬送困難事案件数を国に報告しているわけですが、県内の各消防本部につきましても、協力いただきまして月ごとに件数をお伺いしているところでございます。県内においても、全国と同じように、7月に入りましてコロナ感染者の増加に伴いまして、救急搬送困難事案が大幅に増加したところでございます。

また、この時期、救急医療機関の受入休止でありますとか、消防職員の感染拡大も加わって、救急現場が非常に厳しい状態になったところでございます。ですので、8月以降については、県内の全13消防本部に週ごとの救急搬送困難事案件数を調査させていただくとともに、8月29日には急きょ、保健福祉部、病院局にも参加いただきまして、臨時の消防長会議を開催いたしました。その中で、各消防本部の救急搬送の現状でありますとか、職員の勤務体制の状況、救急医療機関の現状などについて情報共有を図るとともに意見交換を行ったところでございます。

扶川委員

県内のもので分かる数字を全部教えてもらえませんか。

林消防保安課長

県内の数字でございますが、救急搬送困難事案件数ということで、県内13消防本部、7月の合計が153件となっております。そして、8月の計につきましては、313件となっております。9月につきましては、この数字は1日から25日までの数字になりますが、県内は139件となっております。飽くまでも速報値で確定値ではございません。

扶川委員

今でも139件あるんですね。大変な状況が少し続いているようですけど、断られる理由というのは、やはり満床だということですか。その理由までは把握していますか。なかなか決まらない理由です。

林消防保安課長

理由については、救急隊が各病院、医療機関に問合せをするわけですが、そのときの医療機関の逼迫状況等によって、救急を受け入れられないというところもあると考えております。

扶川委員

ちょっと私は、現場のことがよく分からないので教えてほしいんですけど、搬送をされるときにいろんな人を搬送します。コロナの方も搬送すると思うんですけど、その対応は具体的にどのようにされているのか教えてください。

林消防保安課長

コロナ患者の搬送について、御質問を頂きました。

コロナ患者の搬送につきましては、原則は、都道府県において実施することが責務となっております。令和2年度に消防庁と厚生労働省で協議がありまして、それを受けて消防庁から通知が来ておるところでございます。消防機関についても、医療機関等から要請があれば協力するという事になっておるわけでございます。119番通報でコロナ陽性者から救急車の要請がありましたら、救急隊はまず県の入院調整本部や保健所等に問い合わせ、入院調整等をしていただくということになっております。その後、入院調整本部等から受入先等が決まれば、そこに搬送をしていくというスキームになっておるところでございます。

扶川委員

入院調整本部に問い合わせた結果、搬送する必要がない、自宅療養でいいというような指示があったら運ばないんですか。そういう事例もあったんですか。

林消防保安課長

詳細な数字についてはただいま持っておりませんが、基本、入院調整本部等から搬送しなくていい、自宅療養という話になれば、消防機関としては不搬送ということにしておるところでございます。

扶川委員

救急車を呼んで叱られたという高齢者施設の話も聞いていますので、そうなんだろうと思います。だから、コロナの患者さんで重症度が低い者は運ばれなかった例もかなりあるんだろうと思います。しかし、コロナ患者がベッドを埋めているために困難事案が生じたということですが、搬送数自体は急増しなかったんですか。困難事案の数は教えてもらいましたけれど、この期間の搬送数自体は通常の時期と比べて急増しなかったんですか。教えてください。

林消防保安課長

消防機関のコロナ感染者の救急搬送件数について、御質問を頂きました。

（「ついでにコロナの件数も教えてください」と言う者あり）

コロナ陽性者の救急搬送件数につきましては、令和3年度は1年間で320人を、飽くまで速報値ではありますが、令和4年度につきましては9月28日現在で803人を搬送しておるという状況でございます。

扶川委員

その結果、コロナ発生前に比べて、同月比で搬送が増えたという数字はあるんですか。それとも、それはないんですか。

林消防保安課長

救急件数でありますとか救急搬送人員数につきましては、毎年、歴年で統計データとして調査等をしておるわけございまして、その数字については、毎年度、県においては消防年報でありますとか、国においては、消防白書の基データとなって、それら年報なり白書なりを作成しておるところでございます。

最新の年報データにつきましては、令和2年の数値になっておりまして、今、令和3年分の統計データを各消防本部等に精査していただいて、統計データとして収集しておるところでございます。

扶川委員

まだ本格的にコロナによって救急の全体の数が年間で増えたか、減ったかというところまでは出ていないんですね。月ごとの搬送数というのはずっと出ているんでしょう。であれば、比較できるんじゃないですか。この7波の中では、例年と比べてどの程度、数が増えたかというのとは分かりませんか。

林消防保安課長

ただいま救急件数について、御質問を頂きました。

救急件数につきましては、各本部ごとの数字は手元にございますが、これを全部足していかないといけない状況でございます。

扶川委員

そうしたら、また後で資料を提供してください。

何でそんなことをお聞きするかというと、救急困難になった原因が搬送体制の側にあるのか、受入側のベッドに原因があるか、はっきりさせなかったのでお聞きしたかったんです。困難事案が増えたというのは、搬送体制に問題がない、どんどん搬送できる余力があるのに、結局受入側のほうで問題があってできなかったんだという理解でよろしいんですか。

林消防保安課長

救急搬送困難事案が増えた要因についての御質問でございますが、当時、各医療機関とか各施設の現場が逼迫^{ひっ}しておる状況でございます。医療従事者のリソース等に、かなり厳しいものがありました。救急隊としては要請があったら現場に出動して患者さんを各医療機関に搬送しているわけでございますが、受入機関の状況等によって、やはり受け入れられないという状況になりましたら、なかなか搬送ができないという状況でございます。

扶川委員

先ほど消防職員の感染も要因だということをおっしゃったじゃないですか。だから、そのあたりを数字的にある程度明らかにすることが今後のいざというときの救急体制を考えるために重要だと思うんです。だから、数字を是非整理して、またお示しいただきたいと思います。救急車を呼び過ぎて、他の医療に差し支えるというのは、コロナ以前にもつまらんことで呼ぶなというようなことで言われてきましたけれど、救急体制を強化する必要があるのか、医療機関側の体制を強化する必要があるのか、両方強化しなきゃいけないのかということを考える上で基礎データになるので、また教えてください。

それで、なかなか病院が決まらないような状況を打破するために、知事が令和4年6月の知事答弁で徳島医療コンソーシアムを実証フィールドとして、救急車から4K映像や心電図などの患者データを病院の医師とリアルタイムに共有する新たな救急医療DXモデル実現に向け、先進的なプロジェクトにチャレンジするというようなことを答弁されていますけれど、これは今どうなっていますか。

林消防保安課長

先ほど委員からお話のありました件につきまして、5Gを活用して他部局で整備をしておりますが、話は聞いておまして、救急隊にタブレットを配備しまして、救急隊と医療機関のドクター等とが連携して、情報共有ができるというシステムと聞いておるところでございます。

扶川委員

これがそうなんですか。4Kじゃないですね。私はそれと別にあるのかと思っていました。救急車から4K映像や心電図などの患者データを病院の医師とリアルタイムに共有するというのは、タブレットでは4K映像を送れませんよね。そのあたりがよく分からない。

入院するため、ここじゃなくて広域医療の政策のほうでやっていることだと聞きましたけれど、医療機関は入院するときになかなか空いているベッドを探せないのです、その情報をクラウドに上げて、リアルタイムで参照して、それを消防隊員がここに送るというめどを付けて、病院に電話をする。それで、その病院と打合せの上で搬送するということで、今までと比べたら効率的なシステムができるということを知りました。しかし、タブレットは動画を撮る機能がありますから、例えばタブレットで患者さんの状況をお医者さんに遠隔で見ていただいて、状況が逼迫している場合には、救急隊員ができる限りの対応をするということもありなんじゃないかと思うんです。だから、そういう活用が今後どうなっていくのかに関心があります。

医療機関に対する負荷が大きくて、困難事案が生じているのであれば、ドクターヘリでドクターが乗っている中で治療しながらというのもありと思います。救急車である程度の措置ができる仕組みが要ると思うんです。そのためには、消防の側でもある程度、この症状であればどういう診療科を選ばなければいけないだろうというような技能が要るんだろうと思うんです。それで、そのタブレットに出てくるクラウド上のデータを見て、ここに電話してみようということになるわけです。それを打合せして、今、進んでいると思いますが、消防隊員のそういう力、それから、それを支える機器というものが要ると思うんです。そのあたりは現状、どうお考えかということをお尋ねしたかったわけなんです。

林消防保安課長

ただいま扶川委員から、救急搬送支援システムのお話を頂いたところでございます。

現在、保健福祉部において、医療機関と救急隊など救急医療関係者をつないで、搬送患者の情報でありますとか、救急医療機関の受入れの情報をリアルタイムで共有できる救急搬送支援システムを構築しております、11月からの本格的な運用に向けて準備、構築を進めているという状況でございます。

当該システムの導入によりまして、医師による詳細な傷病の把握でありますとか、救急救命士への的確な助言、また救急隊の搬送先選定の迅速化、適正化が図られるものと考えておるところでございます。

扶川委員

分かりました。申し上げたいことは伝わったと思います。もう少し具体化する中で、しっかりした研修と消防隊員の知識の取得と、それと機器の整備、知事がおっしゃっていたような4Kでリアルタイムに映像が送れる、患部なんかを見れるなんていうことになる、それは医者がかんがいの的確な助言ができるでしょうけれど、医療行為はできないでしょうから、そのあたり、どんなふうを考えていくのかも含めて、もう少し具体的なイメージがほしいなと思います。

残り時間が10分ほどしかないのです、救急のほうで何点かお聞きしたいことがあるんです

けれど、防災・感染症対策特別委員会で聞く手もありますから、別の話題を少しだけお聞きしておきます。

北朝鮮のミサイルの発射が相次いでおりますが、昨日もおとといも飛びました。EEZの外だということで、特にJアラートなんかは発動しないわけですけれども、ウクライナの状況なんかを見ていると、今、ヨウ素剤がどんどん売られています。世界の別のところでは、真剣にそういうことを住民が考えて備えなきゃいけない状況も起きているわけです。自治体としても、国民、県民を守るためにしなきゃいけないということは国民保護法の中で幾つか決まっております。例えば、爆風を受けたときに自分の身を守れるようなコンクリートの建物が指定されているとか、それから、この中には直接書いていませんけれども、今申し上げた安定ヨウ素剤というのがどれぐらい確保されているとか、そのあたりの県下の状況が今どうなっているか教えてください。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川委員から、北朝鮮のミサイル落下時の対応について御質問いただきました。

委員がおっしゃるように、昨今、北朝鮮はかつてない頻度、そしていろんなロフテッド軌道とか新たな弾道ミサイルの発射を繰り返しております。一昨日と昨日にかけて2日連続で2発ずつの短距離弾道弾が発射されたところでございまして、昨日の夜も我々、情報収集に追われました。

今年に入って、北朝鮮のミサイル発射は21回ということで、ものすごい数が打たれております。ウクライナ情勢等も併せて、国際情勢は非常に緊迫を高めておりまして、警戒を深めていく必要があります、また県民の皆様も安全保障に対する不安を抱いておるものと思います。

ただ、北朝鮮のミサイルという観点から申しますと、実際のところ、例えば今回のウクライナ戦争でも話題を浴びた榴弾砲りゅうでありますとか、ロシア軍が伝統的に使っております無誘導のロケット弾といった在来型の火砲、またロケット砲等に比べますと、弾道ミサイル、巡航ミサイルというのは非常に高い技術を要し、高価なものでございます。そういったコストパフォーマンスの悪いものを徳島県のような大規模な米軍基地もなければ自衛隊の大きな部隊もないところに使用していくということは考えられないことでありますので、県民の皆様は余り過度な不安を抱く必要はないと存じております。

ただ、コストパフォーマンス的なことを考えますと、21回も打ってくるというのはそもそも常軌を逸している行動でありますので、当然、可能性は否定できませんので、県民の安全、生命、身体、財産を守るために、県としては最大限準備しておく必要があることは十分認識しております。

もしミサイルが発射された場合で、そのミサイルが我が国に飛来する可能性がある場合には、Jアラート、いわゆる全国瞬時警報システムによって国から知らされます。また、携帯電話のエリアメールとかによって情報が得られるところでございまして、そういった緊急情報が国から国民の皆様、市町村、県のほうにも連絡があるところでございます。

そういったことがございましたら、本県としては、それを覚知した後、直ちに国から提

供される情報を各関係機関に提供いたしまして、県内への落下物があるかどうか、また被害があるかどうかについて早急に確認します。水域でしたら、本県関係の漁船等が出動していないか確認します。また当然、核弾頭の可能性もありますので、県内4か所に設置しておりますモニタリングポストによりまして放射線の影響についても直ちに確認した上で、関係者の皆様への情報提供、共有を行いまして、必要に応じて、知事がトップである危機管理対策本部会議あるいは政策監がトップであります危機管理会議といったものを開き、全庁的に必要な対応を協議するという体制になっておるところでございます。

万が一、こういった状況が遅れまして、県内に着弾するようなことがありましたら、先ほど委員がおっしゃられましたように、国民保護法の適用になります。国民保護法の武力攻撃事態として認定されれば、直ちに国民保護法を適用し、国、市町村とともに住民の皆さんの避難について対応することとなっております。

当然、ミサイルについては、発射されてから着弾まで非常に時間が短いということがありますので、県民の皆様には、先ほど申し上げましたJアラートでありますとか携帯電話のエリアメール、またはテレビ、ラジオとかでも緊急報道が出ますので、そういったものが確認されましたら、速やかに退避行動をとっていただくと考えています。県のホームページでもそういった退避行動、例えば屋外にいる場合には近くの堅牢な建物あるいは地下に避難する、あるいは建物がなかったら物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るとか、そういった避難行動について呼び掛けております。

それから、各市町村において、そういったときに逃げ込めるような建物を指定しておりますし、また地下室についても指定しておるところでございます。

そういったことを県民の皆様には、市町村とともに広報することによりまして、いざというときに県民の皆様の安全を守りたいと考えております。

扶川委員

私は別に危機感や不安をあおるつもりなんて全くないんです。でも、本当に何をするか分からないような独裁者が隣におるわけですから、無駄なお金ですけれど、やはり万が一の可能性に備えざるを得ないです。

それから、いわゆるシェルターみたいな建物の指定状況というのは、徳島県の市町村においては何パーセントになっているんですか。

永戸危機管理政策課長

すみません、手元に数字を持ち合わせてございませんので、また御報告させていただきます。

扶川委員

そんなことは起こらないだろうということだと思っんです。私もそう願います。でも、そういう恐ろしい事態も起こる時代なんだということで、そういう認識を持つことが平和を希求する県民の意識、国民の意識を高めていくと思っんです。

今、国の指示を受けてというようなことをおっしゃいましたけれど、コストパフォーマンスの高い東京官庁街、総理官邸をはじめ、1発目に狙われると思っんです。徳島県とし

て、もし1発でも着弾したら核兵器だから終わりということを考えておかななくちゃいけないです。そうすると、国の機能が麻痺します。国の機能が麻痺した前提の対応だって自治体としては考えておかななくちゃいけないです。今の訓練とか想定というのはそういう前提になっていますか。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川委員から、国家の中樞が破壊されたときの対応を考えているかということでございますが、現在のところ、そういったことは想定しておりません。

当然、そういったことも今後想定して考えていかななくてはいけないとは考えますけれども、今のところは想定しておりません。

扶川委員

本当に朝鮮と戦争でそういうことがあったら、必死になって首都を狙ってきます。米軍基地を狙ってきます。当然、想定しておかななくちゃいけないんです。それだけ危機意識というのが弱いだろうと私は思います。

ヨウ素剤の配備状況なんていうのも、把握されていないと思うので聞きませんが、私は、絶対戦争は防がなくちゃいけない、戦争になったら勝者なしと言われますが、終わりだと思います。それ以前に絶対にこんな事態にはなってほしくないという、それこそ県民に啓発するためにも、その恐ろしさが分かるように、戦争になったらこんなことになるんだよということが分かるようにしなければならぬ。自分の身を守るためにこんなことをしなくちゃいけない、そんなことまで備えておかななくちゃいけないという、どきっとするでしょう。そういうことが平和を希求する具体的な行動につながっていくと思いますので、是非今後、東京が潰れた場合でも対応できるような県の計画をお願いしておきたいと思います。

急にお尋ねして申し訳ないですけど、時間が来ましたので終わります。

福山委員長

午食のため、休憩いたします。（12時04分）

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

浪越委員

お疲れ様です。先ほどの阿波おどりの議論とかも聞かせていただきました。先日、瀬戸内国際芸術祭の関係者とお話しすることがございました。皆さん御承知のとおり、2019年以来3年ぶりに瀬戸内国際芸術祭が開催されました。2019年は外国の方がたくさん来られておりました。今年は、国内の方がほぼ9割から9割5分の状態であるとお聞きしております。報道もされていると思いますが、この臨時国会で多分旅館業法改正法案が提出されると思われまふ。その内容につきましては、私も記事で見た限りなんですけれども、分かり

やすく言えば、今の旅館業法では宿泊を望まれる方を基本的に拒むことはできない。ただ、今回の改正案に関しましては、感染の流行時に事業者が宿泊客への感染防止対策に協力をするように要請ができると同時に、宿泊を拒むことができると聞いております。法案が最終的にどのようになるかは、臨時国会が終わってからと思われまます。これに準じまして、外国人観光客の受入対応に関するガイドラインは6月にインバウンドが条件付きで再開されたときに出来上がったものと思われまます。

しかし、9月になりまして、全てのパッケージツアーについても添乗員の同行なく受け入れができるようになりました。7月は外国人の方が来られても14万人ぐらいとお聞きしておりますが、先ほどの2019年の阿波おどりはすごく皆さん楽しく、地域が盛り上がってできた状況だったと思われまます。同時に来年の阿波おどりを無事に迎えるのも含めて、外国の方も来ていただけるためにも今、対応、対策をしていただける状態ではあります。外国人観光客にも来ていただかなくてはいけないと同時に、来ていただけた方に対して、徳島に来て良かったと思ってもらえるようなことを含めて対応がいますと思われまます。これは観光でもしかしたら経済委員会かも分かりませんが、ガイドラインにつきましては徳島県として今後取り組むことは考えておられるのか、お聞きをいたします。

永戸危機管理政策課長

ただいま浪越委員から、外国人観光客の皆様の受入れについて、御質問いただいたところでございます。

浪越委員がおっしゃったように、国の方針によりまして6月10日から外国人観光客の受入れが再開されて、添乗員付きパッケージツアーの受入れが開始されました。そのタイミングで国土交通省に属する観光庁において外国人観光客の受入対応に関するガイドラインが策定されております。その後、そのガイドラインについては何回か改定されまして、現在のガイドラインは9月2日改定の分が最新となっております。

このガイドラインは外国人観光客の受入れに関しまして、旅行業者や宿泊事業者等が留意すべき点をまとめたガイドラインとなっております。内容といたしましては、感染拡大防止のために留意すべき事項、それから陽性者発生時を含む緊急時の対応に関しまして、ツアーの造成からツアーの終了に至るまでの各段階で、旅行業者、旅行サービス手配業者、添乗員、宿泊事業者等の観光関係者がとるべき対応について整理されたものとなっております。

9月26日に、国の方針として、更なる水際対策の見直しが行われまして、その中で、かなり大幅な外国人の入国制限の見直しがされまして、もうほとんどの規制が撤廃されました。ただ、検査については、入国する方についてはワクチンの3回接種あるいは入国前72時間以内の検査が要求されますけれども、それ以外については、人数上限も含めて、ほぼ撤廃されるという状況になっております。今後、最近、外国人の方から非常に人気が高いという形で日本が注目されておられまして、そういった観光、外国人観光客の方を誘致するのは、非常に大きな課題になってくると思われまます。

外国人観光客の受入れにつきましては、委員がおっしゃったように、観光政策課が中心となって行うべきこととございますが、外国人観光客のコロナ対策ということで、我々危機管理環境部あるいは保健福祉部も連携して、しっかり対応していかなければならないと

考えております。

ただ、このガイドラインにつきましては、現行のもので県で対応できるとは考えておりますけれども、今後、国の感染症法の改正あるいはガイドラインの新たな見直しが行われるのを注視しまして、それに従って対応したいと考えております。

浪越委員

ありがとうございます。国もそうなんですけれど、徳島県として2019年のときにインバウンドを迎えるに当たって様々な施策をとられてきたと思われまます。コロナがこういう状態の中でインバウンドの受入体制は万全であると思われまますか。

永戸危機管理政策課長

直接の所管部局ではございませんが、万全を期しているものと考えております。

浪越委員

これは、個人的には二つ課題があると思っています。

一つ目はそもそも人手不足の中でコロナ禍によって観光業界がダメージを受けて、様々な分野に転出なさっていることが課題だと思います。それは、多言語対応可能な人材が少なくなってきたということで、徳島県においても同じだと思われまます。今日、なぜ危機管理環境部に聞いたかということ、外国人に対しての抵抗感が和らいでくる時期について、国内の旅行でも一時は和らぐことなく、やはり地域差が出てきた。これも現実であります。でも今度、この国、この県が選ばれ、外国の方が来られて地域住民の方と考えられる様々なトラブルが発生したとき、徳島県はコロナ対策、例えば症状が出たときも含め対策ができていましたと言ってくれるのに対して、対策、対応が少し遅れましたということでSNSで拡散されることを危惧いたします。

やはり今後もこういう時期でございますので、たくさん人に来てもらいたい。そして、受入れを万全の体制で整えるためにも、先ほどおっしゃっていただいたガイドラインののっとなって様々な対応をしていただきたいと思います。私は旅館の経営者の方もお話しさせていただきますが、入院がなかなかできない。国内でもそういう状況があつて、第8波でも可能性がゼロじゃございません。外国の方も来られてきたときに、徳島県として即入院できる体制ができるかということ、それも危惧されます。このままいけば正直どのような状況になるか。ただ、それがいいことを願っておりますし、今後そういった環境になったとしても、思いやりのときも含めて様々な他言語で対応できるようにしていただきたいと思います。それが私の願いであるとともに、来年の阿波おどりも含め様々な事業に対して万全の体制で取り組んでいただくためにも、ガイドラインの周知徹底を国の方向性も見ながら検討していただけたらと思います。要望です。

長池委員

今日の資料3です。台風第14号に関する対応についてということで、本当に大きな台風、強力な台風が来るといふことで皆様方も当然でしょうが、県民も随分警戒していただいたおかげもあり、大きな被害がなかったのかなという判断になります。この資料の人的

被害の軽傷者8名というのに暴風による転倒及び飛来物によるけがというのがあるんですが、これは例えば、県のほうはその下の家の被害も含めて、このデータというのは市町村から上がってくるのを県が取りまとめているんですか。直接調べるといったって、どう調べるか分からないんですが、この数字は具体的にどういう経路で上がってきた数字かちょっと教えていただけますでしょうか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

今回の被害状況につきましては、基本的には市町村から上がってきた情報というのを取りまとめているものでございます。

長池委員

人的被害のほうなんですけど、具体的に人数だけじゃなくてどういう状況でどういう人がどんなけがされたというところまで上がってきているんですか。例えば、私がちょっと気になっているのは通勤中なのか、避難をしている途中なのかとかです。それぞれ軽傷ですから、それこそ軽く見られてしまうんですが、やっぱりそういう状況の分析というところまで上がってきとんでしょうか。もし上がっておるんだとしたら、この8名はどんな状況だったか教えていただきたいです。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

それぞれ暴風でものが当たったといったところは報告がございましたけれども、通勤途中であったとか、個々でどういう状況かといったところまでは、情報としては上がっていないところでございます。

長池委員

これは3番目の住家等の被害も同じということですか。屋根の一部落下と看板の落下って1件ずつありますけれども、どういう家がどういうふうな被害を受けたとかこの程度の情報なのか。更に詳しい情報が上がってきているのかどうかというのをも併せてお願いします。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

非住家につきましては、小松島市と石井町です。小松島市については高齢者のグループホームとお聞きしております。屋根の一部がはがれたけれども、人的なものは影響はありませんでした。石井町につきましては、いわゆる量販店の看板が落ちたといったところで、これについても人的な被害はなかったと聞いてございます。

長池委員

ありがとうございます。うちの近所の材木屋さんの看板もばっかんと倒れましたが、そんなのは多分上がってこないんだろうなと思います。だから、グループホームの屋根の一部がはがれたとか量販店の看板が飛んだというのはどうやって町が把握したんだろう、小松島市が把握したんだろうなとか思ったりするんです。この軽傷者もそうなんですけれど

も、けがをして市に報告する人はどれだけいるんだろうとか思ったりするわけです。多分数としたら8名とか2棟とかあるんですが、より多くの方が多少なりともけがをしたり、また、より多くの建物とかが多少なりとも被害があったんだろうなと思います。

私が言いたいのは、その数字の大小じゃなくて、特に人的被害のほうなんです。どういう状況でというのは、やはりどこかでその都度分析されたほうがいいかなと思います。これはやはり後々の反省につながりますし、軽傷だからいいというわけじゃありません。さっきも言いましたけれども、例えば、避難情報が出て、高齢者が避難所に向かっている途中であったりとか、そこに大きな今後のヒントとかチェックとか、避難体制の在り方とかにも重要になってきます。逆にこれが職員とかで、県庁に来ているときとかもあります。例えば、徳島市2名、鳴門市2名ということは、それぞれの市町村はそのデータしかないんです。小松島だったら1名です。でも、せっかくこうやって上がってきているんですから、それぞれノウハウはあると思うんですけれども、徳島県はこれまでも台風でこんなことがいっぱいあったと思うんで、やはり県がその都度蓄積していくべきだなと思います。そこに何か反省点を見いださないと危機事象に対する万全な備えにはならないと私は思っています。

1点、この中に入らないんですが、避難所の開設があったと思うんです。小松島でもありました。避難した数というのも台風の後にマスコミ、新聞にちらっと数字が出ていたと思います。避難所の開設数と避難者数というのは分かっているのでしょうか。数字はありますでしょうか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

避難所という形ではございませんが、避難情報で避難指示を出した市町村が8市町村ございました。高齢者等避難いわゆるレベル3のものが18市町村ございました。実際に避難された方につきましては、ピーク時で22市町村で339世帯456人の方が避難されてきたといったような状況でございます。

長池委員

避難指示が出たのが8市町村で高齢者等のレベル3というんですか。合わせて22市町ということですか。ごめんなさい、もう1回明確にお答えいただけますか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

避難指示が出たのが8市町村、高齢者等避難が18市町村ということになります。

長池委員

トータルで22の市町で456名避難したという実績ですね。分かりました。ありがとうございます。

当時、阿南のほうが先にですが高齢者の避難のメールがたくさん出ました。小松島なんですぐに私のスマホが鳴るんです。阿南のものが必ず小松島にも届くんで鳴るんですが、避難指示、高齢者と出ても私の肌感覚で余り避難している人がいるような感じがしないんです。小松島です。阿南はどうか分かりません。小松島で風も強いですし、雨も強いです

し、指示が出ているときはまず避難は無理だなという感じで、毎回、課題だと思います。避難指示とかを呼び掛けても避難所に行けない高齢者が多かったり、避難所に行くほうが危ないとか感じる人がいます。毎回、同じ議論が議会でも繰り返されていたように思うんですが、私は避難に関してはやはり次のステップにいかないといけないのかなと思います。

もう既に縦方向への避難とか家の中でも避難とかいうのをここ数年言われています。ちょっと前までは全部とにかく避難所に行けみたいな、避難イコール避難所に行く一辺倒だったんですが、そうじゃなくて安全なところへ避難してください。建物の中でも山側は避けてとか、ガラス戸から避けてみたいなその場その場の応用が利く避難を促しておるんですが、それでも呼び掛けるほうはやはり避難指示みたいなのが出てしまっていて、避難しないといけないのかなみたいな感じになってしまっています。是非、我々はそういうことを繰り返しつつ、ちょっとでも教訓を得なきゃいけない中で、今、台風とか小さな地震とか小さな災害が繰り返されて、今回もいけたなっていう安心が繰り返されているんです。

言いたいことは何かというと、これは一番人間が油断するシステムなんです。今回もいけた、この前もいけたっていう、いけたっていうのを繰り返すのが一番油断につながるシステムなんです。心理としてももちろんそうです。交通事故をされたことがある人は分かると思う。私は人生で2回ぐらい追突したんですが、追突したときはしまったと思うんです。それからしばらくはやはりもうガチガチに前を見ながら、おかまを掘らないようにするんですが、やはりしばらくすると、慣れてひやりとすることがあるんです。

だから、今の時期は東北の震災が起こって約12年たって、その間、ほかにも本当に全国で地震だったり川の決壊だったりいろいろな災害が起きています。起きていますが、やはり徳島県民にとってはちょっとずつ全国で起きるのを見ながら、自分たちはいけたという油断がどんどん進行していると思ってください。

今回の台風は想定よりは多分被害が少なかったんで、こんなときこそ危機管理環境部を中心にして油断が進行したと思ってください。県民の気の緩み、気の緩みといったら県民が悪いみたいです。そうじゃなくて、県民の防災に対する意識の緊張感がだんだんと弱まったなと思って臨んでほしいんです。もちろん皆さんも24時間体制で勤務されたんで、当時はお疲れだったと思いますけれども、やはりそれが進行しているという危機感を持っていただきたいなと私自身も思います。危機感を持っていただきたいなと思います。

今回、軽傷で8名出ています。やはりその8名がどういう状況だったかとか、何か小さいことのように思いますけれど、それを気にするぐらい緊張感を高めていただきたいなと思っています。皆さんが気が緩んでいるというのとは違うんです。そういう意味じゃなくて、いざ南海トラフ大地震が来たときに県民が実際に動けるかどうかというのをこんな台風が来たときに振り返る機会じゃないかなと思います。

今朝、Jアラートの話とかも出ました。私もJアラートはぴんと来ていなかったんで、昼休みに見ました。Jアラートがどういう状態で鳴るのか、サイトにいいのがあります。Jアラートの実際の音はこれですが、押したらウイーンとこれは聞いたことあるわみたいな感じのおもちゃの笛みたいな音が出ます。きれいに書いてくれています。ミサイルが発射されたときJアラートが鳴る。どういう対応すればいいのかということで読んだら、午

前中の永戸課長の答弁のとおりでございました。すばらしいなと思ひまして、予習したんかなという気もしますが、それが大事なんだと思ひます。県民はJアラートの音すら知りませんから、そんなことも含めてもう仕方がないです。危機管理環境部に配属されているんですから、安全に通り過ぎたときもそれをきっかけに気を引き締めて、県民に何かしら訴えることができないかなと考えていただけたらと思ひます。小言のようになりましたが、私は今、そう感じています。大きな地震が来たときにほんまにやばいなと思ひます。台風が安全に行ってくれたから余計に恐怖というか危機を感じていますので、是非共有してもらいたいなと思ひます。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

今、長池委員からお話がありましたように、今回の台風は非常に強い台風ということでしたけれども、たまたま軽傷者8名で済んだと考えております。おっしゃるとおり、これで危機感がなくなつてはいけないと思ひますので、今、言われたことを肝に銘じて危機感を持って対応してまいりたいと考えております。

元木委員

危機管理環境部から外部への情報提供についてお伺いします。

当部においては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催概要をはじめ、我々県議会を含め、幅広い県民の方々に情報発信を頂いておるところでございます。一般的なルールとしまして、議会ははじめ外部に対する対応はそれぞれの所属の長である部長とか課長が行うということになっておるようで、本日の委員会も課長級以上の方々が出席を頂いております。

一方、昨今の新型コロナウイルスの関係について、本部会議開催概要等は危機管理政策課の担当者である主事の方から直接、私のスマホにメールが来るようになっておりました、それを見て私もいろんな情報をキャッチをさせていただいております。

また、日々の県内における市町村ごとや年齢別の感染状況について、保健福祉部の担当課名でお送りをいただいております。こういう状況をちょっと見ておりますと、情報発信について、情報の受け手の立場では危機管理環境部からということであれば、部の業務を統括する部長あるいは課長から情報伝達していただくほうが関連事項につきましても情報共有ができてスムーズに対応ができるように感じることもございます。

また、日々の感染状況については保健福祉部で対応しておられますが、日々の県内の感染状況を踏まえ、県としての統一した対応を行っていくためには、部をまたがって統括する立場である方からの情報発信あるいは新型コロナウイルス感染症の現状把握や対応を行う部署の一元化が有効でないかと感じております。

さらに、コロナ関係では総務省や厚生労働省などからなる国や県内市町村などからも情報提供や相談窓口の設置がされており、一般の住民の方の立場に立ちますと、中央省庁、自治体あるいは組織内でのそれぞれの部局で対外的な窓口を設けるよりも、コロナ対策につきましても、身近な市町村などで情報を一元化して得られるようにされたほうが、住民が必要とする情報への有効なアクセスを得られるのではないかと考えております。

つきましては、危機管理環境部として、新型コロナウイルス感染症に関する県から外部

への情報発信や県としての情報共有、意思決定の在り方について、どのような認識を持っておられるのか所見をお伺いいたします。

永戸危機管理政策課長

ただいま元木委員から、危機管理環境部として、新型コロナに関する県から外部への情報発信あるいは県としての情報共有や意思決定について、どのように認識しているかと御質問いただきました。

おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症に関して、県議会議員の皆様は毎日のように頻りに情報を提供させていただいているところでございます。お忙しいところ、誠に恐縮でございます。

その内容につきましては、委員お話しのとおり、当部である危機管理環境部からお知らせしているものもあれば、保健福祉部からお知らせしているものもあり、また、ほかの部局からお知らせしているものもでございます。大まかに申し上げますと、日々の県内感染状況といった感染症対策そのものにつきましては、ドクターであります感染症疾病予防統括監をトップとしております徳島感染症疾病予防対策センター、いわゆる徳島版CDCでございますが、こちらを擁しております保健福祉部から、また、危機管理の対応として、保健福祉部内だけでは完結しない全庁的な大方針の決定あるいは庁内の保健福祉部以外の複数の部局にまたがって、連携あるいは調整等が必要な事項につきましては、知事が本部長を務めております新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局を担っております我が危機管理環境部のほうから、また、各部局でそれぞれの権限の中で個別対応しているところについては、そこからそれぞれお知らせしているところでございます。

確かに、委員仰せのとおり、どこかの部局がこういった情報を全て一元的に把握して、全ての情報をそこが一元的にお知らせするというのが最も理想的であるということとは間違いないところでございます。

ただ、そうすることによりまして、どうしても情報の収集、整理等に多大な時間が掛かってまいりまして、議員の皆様にお知らせする時間が遅くなってしまうようなことから、それぞれの所管、先ほど申し上げましたような部局のほうで、しかも、本来でしたら我々管理職のほうからお知らせするところ、緊急を要するために下の者からお送りしているものもでございます。

ただ、情報をできるだけ早くお伝えするために、そのような方法とさせていただいています。その中でできる限り丁寧な対応をさせていただいていると考えておりますので、御理解よろしく申し上げます。

それから、庁内における意思決定あるいは県民や事業者の皆様、市町村の皆様方に対する情報発信とか情報共有についても、基本的には議員の皆様と同じような考え方で対応しているところでございます。ただ、特に情報発信という分野につきましては、私は2年前に政策創造部にいたんですけれども、政策創造部のほうが立ち上げた県のホームページに載せております新型コロナ対策ポータルサイトで全庁にわたるコロナ関係の様々な最新情報について一元的に網羅して、できる限り速やかに公開しているところであります。こういった取組もしているところでございます。

今後とも、関係部局との情報共有、相互連携を進めまして、必要に応じて当部が積極的

に部局間調整を行いまして、新型コロナに関する情報提供、情報発信を適切に実施してまいりたいと考えております。

元木委員

新型コロナウイルスは人によっては情報災害というようなことを言われております。いろんな情報が、今、世界中であふれておりまして、一般の方々も、どの情報を信用しているのかと悩んでおられる方もいらっしゃるんじゃないかなと思う次第でございます。

私の意見としては、ポータルサイトの内容でも結構ですけれども、少なくとも県から外に出す場合は、やはり同じところから出すようにしていただいたほうが受け手にとっても情報を整理しやすい面もあるんじゃないかなと思う次第でございます。

そして、その情報をキャッチした県民あるいは我々議員もそうですけれども、何か疑問があるときにここに来て全て解決するといったような窓口のワンストップ化も是非進めていただきたいということをお願いしたいと思っております。

続きまして、ごみステーションの設置促進について、お伺いをさせていただきます。

近年は商業施設などの人が多く集まる場所で、ごみステーションをよく見かけるようになりました。このメリットとしては、いつでも持っていけることでございまして、私の地元の近隣でも大型商業施設に設置をされておりまして、多くの方々が利用していると聞きます。ごみ出しというのは、曜日とか時間が限られておりますので、忙しいの方々には使い便利が良いとか市町村が主体となって進めているごみ収集の負担軽減にもつながるんじゃないかと感じておるところでございます。このごみステーションの整備について、県内の実態ですとか県からの支援ということについて、御所見を頂けたらと思っております。

松本環境指導課長

今、元木委員からごみステーションの整備に関する御質問を頂きました。一般的に家庭から排出される一般廃棄物の処理などで、ごみステーションというものがございます。こちらのごみステーションにつきましては、各市町村の自治事務ということで、一般廃棄物処理計画に基づいて対応をしているところでございます。

ただ、家庭ごみになりましたら生ごみ等もございますので、市町村が回収するまでの間、適切に保管しなければならないということで、搬入日が決められているところでございます。

これに対しまして、今、委員からお話ございましたごみステーションにつきましては、民間業者が池田のほうに設置しております古紙回収所のことではないかと思っております。具体的にはプレスが阿波池田に設置されておりますごみステーション、こちらにつきましては民間業者が設置をしている古紙回収所でございます。

今、お話がありましたように、この施設以外にも食品トレイとか、あるいは古紙、空き缶とかの回収ボックスを設置しているスーパーマーケットとかショッピングセンターというのも県内には多々ございます。そういうところは、営業中に店舗を訪れたら、店舗を訪れた方々がいつでもそこに資源ごみを持ち込めるということになっておりまして、リサイクルに資する形になっております。

一方、各市町村におきましても金属類とかガラス類、あるいはペットボトルとか、今、

話が出ました古紙のような資源ごみを随時回収できるリサイクルセンターを設置している自治体というのもございます。県のほうでは、各市町村がリサイクルセンターを設置する際には国の交付金でございます循環型社会形成推進交付金が受けられるよう、引き続き必要な支援は行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

元木委員

リサイクルセンターというの私の地元のほうにもございまして、そこに持ち込めばある程度のものは受け取っていただけるんですけども、いかんせんやはり山部、山のちょっと上がったところ等にありまして、なかなか一般の方は行きにくい感じもあります。町中の商業施設で買物した際に合わせて持っていくようなことができれば、ごみの不法投棄の対策にもなると思いますし、いろんな面で広域的なごみ処理の推進にもつながってきます。なかなか時間が取れない忙しいサラリーマンといった方にとっても本当にいい取組なんじゃないかなと感じておるところでございます。民間の取組とはいえ、是非県としても積極的に支援いただけたらいいのじゃないかなと思いますので、よろしくお願申し上げます。

続きまして、また地元のことで恐縮ですけれども、防災行政情報配信システム事業について伺います。私の地元、東みよし町で災害時の情報共有システムとして防災無線を整備して、各戸に音声告知端末を配付して防災情報を音声で流しておりました。しかし、従来の音声告知端末の生産がストップをしてしまったことから、同システムを廃止してスマートフォンアプリを活用することにより、携帯電話の回線を利用して町内全戸に双方向で情報共有を行うシステムの構築に向けた取組が進んでおるところでございます。

今回の本会議でも飯泉知事にデジタルのことを尋ねられて、双方向というのがデジタルのDXの一つの特徴ですというふうなお話もございました。これによりまして、アプリに例えば写真とか地図を添付して位置情報を分かりやすく伝えることが可能となります。町外からも実家のある場所の情報を共有して、安全・安心な生活につながると感じております。役場のパソコンの地図上で職員さんが把握して、情報の受発信ができるので、素早い初動対応が可能になるともいわれております。

一方、デメリットとして、音声告知端末の廃止によりまして、町内の無料通話ができなくなる。また、いわゆるガラケーには情報が送信できない。この3Gのガラケーがいつまで情報告知できるかは不明であるというようなことでございます。地元の東みよし町では、この端末の製造がなされていないため更新ができず、今後は各個人が持つスマートフォンに防災アプリを入れて、プッシュ型での情報提供を進めたいということでございます。このため、スマートフォンを持っていない住民の方々にも金銭的な補助を行って、ガラケーからスマホへの買換えなどを促しておるような状況でございます。

しかしながら、住民の大多数がスマホを所有して、スマホからの情報を十分に受け取れる状態にすることは、スマホの所有を義務化して公的負担で全ての住民にスマホを所有していただくような思い切った取組をしない限り、実現は困難であろうかと思われま。

一方、国ではDXを進めておりまして、誰一人取り残さないデジタル社会実現を目指しておるという中、行政手続証明書、光インターネットの申込みがスマホで完結するというのも大変重要でございます。マイナンバーカードとのひも付けによりまして、スマホで

生活利便性も向上することになるわけでございます。長々と申し上げましたけれども、この防災・行政情報配信システム事業の全県展開を進めていくことで、県民の安全・安心につながりまして、防災意識の向上や生活の利便性向上にもつながる面も感じております。

つきましては、この防災行政情報システムの導入推進に向けて、県としても御支援を頂けたらどうかと考えますが、御所見をお伺いします。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

今、元木委員から御質問いただきました。

防災に関します住民への情報伝達の方法のお話かと思えます。市町村におきましては、住民の方に避難情報とか気象情報とか防災無線による情報、また県の災害時情報共有システムで共有した情報などにつきまして、その住民に直接伝達する手段を全市町村で整備しており、それぞれの地域の実情に応じた方法で住民に伝達しているところでございます。具体的には屋外に設置したスピーカーによって配信する方法でありますとか、そのスピーカーの内容を各家庭に配備している戸別受信機で音声や文字情報を配信、伝達する方法があります。また、今度東みよし町が導入されようとしている防災アプリを利用した配信でありますとか、県内に多く整備されておりますケーブルテレビのネットワークを用いまして、各戸に配備している受信端末で音声を伝達する方法でありますとか、広報車による広報があります。また、最近でしたらLINEとかTwitter等、SNSを通じた配信など様々な方法で市町村から住民の方へ配信をされているところでございます。

東みよし町のような新たな取組が行われまじたり、それぞれ効果的で確実な情報伝達手段の構築がそれぞれの地域でされているといったところでございます。

多くの情報伝達手段がある中、消防庁でも災害情報伝達手段の整備に関する手引きというものを策定しまして、この効果的な整備の推進に取り組んでいるところでございます。

県といたしましてもこういった情報提供に努めまして、各市町村で住民向けの伝達手段の整備や更新が適切に行われますよう、市町村とも連携しながら訓練等も実施しまして、県民への災害情報の提供に取り組んでいきたいと考えております。

元木委員

ありがとうございます。御承知のとおり、自然災害というのは、津波ですとか地震とか洪水等、大きい災害というのは必ず市町村を越えて広域的に起こるものがほとんどであろうかと思えます。是非、市町村間で情報を伝達のばらつきが出ないように、市町村が進めておられるこういったシステムの構築を県民への災害情報の提供につなげて、連携をして取り組んでいただきたいと思います。この災害情報共有に当たりまして、スマホアプリを活用すれば、文字、音声、映像等で正確で高精度な情報共有が可能となります。通信事業者などとの連携の下、スマホを持っていない方やスマホアプリを有効にできない方々に対しましても必要な支援や情報提供を行っていただきたいと思います。

続きまして、全国知事会による行動宣言への対応について少しお伺いします。

全国知事会の脱炭素・地球温暖化対策本部は、7月5日のオンライン会議で都道府県が新たに導入する公用車について、原則全て電動車への切替えを目指すとした行動宣言を決

定されております。電動車は電気自動車やプラグインハイブリッド車などを指しておりまして、用途によって例外も認めるということです。

また、宣言では、今後整備する都道府県有施設について、高効率な設備の導入によりましてエネルギー消費量を50パーセント以上削減することを目指す方針を盛り込んだとのごとでございます。先般も知事が環境省を訪問されて、自然エネルギー協議会会長としての要望等も行ったと伺っておるところでございます。部局がちょっと違うのかも分かりませんが、この県関係の公用車の電動化ですとか高効率な設備導入の現状について、もしお分かりであれば教えていただきたい。

そして、この全国知事会の前会長県として、本県において環境部局としても全国知事会による行動宣言に応じて、エネルギー消費の削減に向けて、家庭、事業所に対しても広報啓発を強化してはどうかと考えますが、御所見をお伺いします。

原グリーン社会推進課長

ただいま元木委員から、自然エネルギー協議会会長県として、県の公用車の電動化にどのように取り組むのかという御質問を頂きました。

本県ではエコオフィスとくしま・県率先行動計画、それから徳島県グリーン調達等推進方針に示す自動車の導入のうち、公用車は公用車導入要領に基づきまして行うこととしております。PHV、これはプラグインハイブリッド自動車、それからEV、電気自動車をはじめとした電動車、ほかにハイブリッドとFCV、燃料電池自動車が含まれておりますが、それらを優先的に選択することとしております。特に、EV、PHVなど低燃費、低排出ガスの性能に優れた自動車について、導入効果や導入コストを踏まえながら率先して導入することといたしております。

そこで、本県の地球温暖化・脱炭素対策を戦略的に推進するため、昨年12月に策定した県版の脱炭素ロードマップにおきまして、2022年度以降、特殊車両を除く新規導入、それから更新する車両については100パーセント電動車を導入することを目標としておりまして、導入に向けて関係課と連携を図っているところでございます。

また、県では水素エネルギー社会の構築を推進するため、燃料電池自動車の普及促進を図っております。その一環として、平成27年度より燃料電池自動車の購入経費の一部に対して補助金を交付しているところでございます。

なお、今年度より外部給電機の購入経費の一部に対しても補助金を交付しておりまして、さらに補助対象者を県内の民間事業者に加えて、個人も追加しておるところでございます。補助金の交付に当たっては、普及啓発活動への協力や災害時における非常用電源としての車両提供の協力も併せてお願いしているところでございます。

燃料電池自動車は、災害時には走る蓄電池、非常用電源として電力供給を行うことによりまして、住民の避難生活を支援することが可能でございます。9月1日の県総合防災訓練等においてFCVとV2Lを展示し、また給電デモンストレーションも合わせて実施しまして、災害時における電源確保の取組についても防災関係者をはじめ広く周知を行ったところでございます。

今後とも公用車をはじめ、家庭や事業所における電動車等の率先導入に取り組みまして、ゼロカーボンドライブを推進してまいりたいと考えております。

元木委員

報道等で御承知のとおり、中国ですとか欧米の各国等では自動車の電動化ということに注力されておるメーカーもかなりございます。蓄電池の開発ですとか廃棄の問題ですとかいろんな課題を充電ステーションの充実等で解決して、少しでもこの取組が進むようお願いをしたいと思う次第でございます。

それと、この議会では県立自然公園の議案もございましたので、県立公園内での太陽光発電設備の設置についても、ちょっと確認させていただきたいと思います。

環境省におきましては、国立国定公園内の建物に太陽光発電設備を設置するための基準案を今年度に策定する方針であるとのこと。県においても、2050年に温室効果ガス排出ゼロを目指して、様々な取組がなされております。国立国定公園同様、県立公園でも特別地域として工作物の新築や改築などが制限をされております。

しかしながら、今年3月に自然公園法施行規則の一部改正によりまして規制が緩和され、特別区域内でも条件を満たせば、国などの許可を得ずに既存の建物の屋根に太陽光発電設備を設置できるようになったと伺っております。

つきましては、本県の県立公園における太陽光発電設備の設置の状況について、教えていただけたらと思います。

原グリーン社会推進課長

ただいま元木委員から、県立自然公園内での太陽光発電設備の設置について、御質問を頂きました。

委員お話しのとおり、国立公園の特別地域内における許可又は届出を要しない行為につきまして、本年3月に環境省令、自然公園法施行規則が改正されまして、既存の建物の屋根の部分に太陽光発電施設を設置することが追加されて、許可、届出を要しないということになったところでございます。

ただし、許可又は届出を要しないというのは、当該施設の色彩、それから形態が国立公園又は国定公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものということで、環境大臣が指定する色彩及び形態であるものに限られております。

委員御質問の県立自然公園内における既存の建物への太陽光発電設備の設置状況につきましては、設置の届出を市町村に権限委譲してございます。今後、設置の状況については把握に努めてまいりたいと考えておりますが、現時点では把握しておりません。

なお、改正温対法に基づく市町村の再生可能エネルギー促進区域の設定を促すために、本年7月に全国に先駆け、徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準におきまして県立自然公園の第一種特別地域は促進区域から除外すると規定してございます。第二種特別地域などの地域は、眺望、景観などの環境に配慮すれば、促進区域として設定できるように基準を定めているところでございます。

今後とも、県立自然公園の風致、景観等、自然環境保全に配慮をしながら再生可能エネルギーの導入促進にしっかりと取り組んでまいります。

元木委員

市町村が中心で意思決定をされておるといような趣旨だったかと思います。例えば私の地元には吉野川橋というのがあるんです。そこの近くには県立の箸蔵自然公園というのがございます、ああいったところに太陽光パネルを設置して、高速道路の施設でその電力を活用するなどの取組などができれば、一石二鳥の効果もあるんじゃないかなと感じておるところでございます。

是非、県立公園におきましても国の動きに呼応して、あるいは先駆けて、景観を損なうことなく先ほどおっしゃっていただきましたようなパネルの色彩や形態のほか、薄型の太陽電池やフィルムといった部品についても配慮いただきまして、かやぶき屋根などの集落全体で景観を維持しているエリア等にも配慮いただきながら、個別判断が必要となる案件にしっかり対応していただきたいと思う次第でございます。

そして、この自然環境の維持と再生可能エネルギーの導入拡大の両立に積極的に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第4号、議案第5号

以上で、危機管理環境部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてですが、ただいまの予定といたしましては、10月28日に、県南部において、津波防災や河川改修等の調査のため、関係施設を視察したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時57分）